

(4) 成人病巡回検診

共済組合と県との共催事業のための事業内容については前述（共済組合の行なう福祉事業の成人病巡回検診）のとおりである。

(5) 人間ドック

(4)、(5)の事業は教職員福祉事業中最も大きな事業であり、県においてもその重要性を認識し、共済組合との共同事業として実施した。

成人病検診については 2,581人、人間ドックについては 16人が受診し、健康管理の万全に期した。

その詳細については共済組合の福祉事業欄参照のこと。

8 福島県教職員互助会事業概要

本互助会は福島県教職員の相互共済及び福利増進をはかることを目的として昭和28年4月1日発足以来42年度で15周年を迎えた意義深い年である。この記念すべき年にあたり一層教職員の福利増進と教育の振興発展に寄与するため事業の改善充実をはかり新規事業を起し有効適切な運営により所期の目的達成に努めた。その結果発足以来の宿願であった全員加入の実を本年度をもってほぼ達成することができ更には昭和40年10月設定の再建計画の赤字解消策も解消予定の43年度末

をまたず1ヶ年短縮の42年度で積計の累積赤字 2,760万円を解消することができた。又昨年来互助会掛金の社会保険料控除対象除外の問題については全国の教職員互助団体と協力して関係方面に陳情を行なった結果、政令95号の公布により昭和44年3月31日まで従来通り非課税取り扱いの再延長がなされた。昭和42年度に実施した互助会諸規程の改正内容と事業実績は次のとおりである。

互助会諸規程の改正内容

- 被扶養者のない満30才以上の互助会会員に対し病気のため入院したときは所定の療養見舞金を支給する。（給付規程第5条第2項新設42.12.1実施）

入院日数 7日以上～15日未満	3,000円
〃 15日以上～1カ月未満	5,000円
〃 1カ月以上～2カ月未満	7,000円
〃 2カ月以上	10,000円
- 公立学校共済組合附加給付の改正に伴い互助会家族医療補助金『 $\frac{50}{100}$ 』から『 $\frac{40}{100}$ 』に改めた。（給付規程第6条改正 42.12.1実施）
- 貸付対象者の範囲を被扶養者のない会員にのみ限定していたが12月1日から貸付の範囲を他の会員にも貸付することに改めた。

(短期会計) 昭和42年度互助会事業実績 (単位 千円)

収 入			支 出		
利 目	件 数	金 額	科 目	件 数	金 額
納 付 金		150,702	医 療 補 助 金	198,871	217,670
県 補 助 金		12,302	死 亡 弔 慰 金	284	1,312
預 金 利 息		429	災 害 見 舞 金	15	1,049
雑 収 入		40	出 産 見 舞 金	1,335	1,579
立 替 金 返 納 金		113,990	結 婚 手 当 金	631	6,218
			療 養 見 舞 金	24	155
			小 計		227,983
			事 務 費		14,626
合 計		277,463	合 計		242,609
累 益	単 年 度	34,854	累 計		23,261

(長期会計) (単位 千円)

収 入			支 出		
科 目	件 数	金 額	科 目	件 数	金 額
納 付 金		37,672	退 職 金	559	23,007
県 補 助 金		10,252	医 薬 品 補 給 給 付 金	3,418	10,389
受 取 利 息		97	小 計		33,396
			事 務 費		787
合 計		48,021	合 計		34,183
累 益	単 年 度	13,838	累 計		17,884